

基本的な考え方

法の目的(第一条)

- 個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

**データの新しい価値を引き出す
適正な取扱いルールを**

＜産業界の考え方＞

**個人の権利利益を保護しながら、その利活用を促進するため、
適正に取扱うことを目的とする。**

基本的な考え方

定義(第二条)

- 「個人識別符号が含まれるもの」を個人情報に規定。

<産業界の考え方>

「個人識別符号」の対象を、**特定の個人を一意に識別できるものに限定**することには賛成。対象を拡大しすぎると事務負担が極めて重くなり利活用が進まなくなる恐れ。

「個人情報」

生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの

「個人データ」

個人情報データベース等を構成する個人情報

「保有個人データ」

(例) 自社の事業活動に用いている顧客情報、従業者等の人事管理情報